

重 要 事 項 説 明 書

「指定介護老人福祉施設」

- 楳・新樹（多床室）
- 清響（ユニット型個室）

社会福祉法人

駿 河 会

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 駿河会
 - (2) 法人所在地 静岡県静岡市葵区富沢 1542 番地の 39
 - (3) 電話番号 054-270-1210
 - (4) 代表者氏名 理事長 小嶋 康 則
 - (5) 設立年月日 昭和 63 年 4 月 1 日
 - (6) 第三者評価の実施状況
 - 第三者評価の実施の有無 : 有
 - 実施した直近の年月日 : 駿河会ホームページ上にて公開
 - 実施した評価機関の名称 : 一般社団法人 日本能率協会
 - 評価結果の開示状況 : 有 (駿河会ホームページ上にて公開)
- ※社会福祉法人駿河会ホームページアドレス <http://www.surugakai.net/>

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設
- (2) 介護保険事業所番号 2274100219
- (3) 施設の目的
指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、入所者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することを目的として、入所者に必要な居室および共同施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。
この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居室においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。
- (4) 施設の名称 特別養護老人ホーム 晃 の 園
- (5) 施設の所在地 静岡県静岡市葵区富沢 1542 番地の 39
- (6) 電話番号 054-270-1210
- (7) 施設長氏名 杉 山 結 子
- (8) 開設年月 平成 12 年 4 月 1 日
- (9) 入所定員 150 名 (楳・新樹 88 名 清響 62 名)

3. 居室の概況

当施設では、以下の居室・設備をご用意しています。

《楳・新樹》

居室・設備の種類	室 数	面 積 (1 室)	備 考
個室 (1 人部屋)	8 室	9.8 m ²	
2 名 部 屋	4 室	17.65 m ²	
4 名 部 屋	23 室	34.42 m ²	
食 堂	9 室		
機 能 訓 練 室	2 室		
浴 室	7 室		特殊浴槽、リフト浴
医 務 室	1 室		

《清響》

居室・設備の種類	室 数	面 積 (1 室)	備 考
個室(1 人部屋)	62 室	13.3 m ² 以上	平均 13.7 m ²
食 堂	7 室		
浴 室	9 室		

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設で義務づけられている施設・設備です。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の員数以上の職員を配置しています。

[主な職員の配置状況] 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	楳・新樹	清響
(1) 施設長（管理者）	1名	
(2) 医師	1名	
(3) 生活相談員	3名	
(4) 介護職員	36名	21名
(5) 看護職員	5名	
(6) 機能訓練指導員	1.1名	1名
(7) 管理栄養士	1名	
(8) 介護支援専門員	2名	

[主な職種の勤務体制]

職種	勤務体制
1 医師	毎週水曜日 15:00-17:00
2 介護職員	標準的な時間帯
	早朝/ 7:00-16:00 7:30-16:30 8:00-17:00
	日中/ 8:30-17:30 9:00-16:00
	遅番/ 12:00-21:00 10:00-19:00 10:30-19:30 11:00-20:00
	夜間/ 21:00-9:00 19:00-7:00 20:00-8:00
3 看護師	標準的な時間帯
	日中/ 8:30-17:30
4 機能訓練指導員	標準的な時間帯
	日中/ 8:30-17:30

* 土日は上記と異なります。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）

[サービスの概要]

① 入浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ・身体の状況に合わせて、寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

- ② 排泄
 - ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- ③ 機能訓練
 - ・機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。
- ④ 健康管理
 - ・医師や看護職員が、健康管理を行います。
- ⑤ その他自立への支援
 - ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
 - ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。
- ⑥ 食事
 - ・ご利用者の心身等の状況に応じて、適切な援助を行います。
 - ・自立支援のため、離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

〔サービス利用料金<1日あたり>〕(契約書第7条参照)

下記の基本料金表及び加算の項目により算出されたサービス利用料金の自己負担割分をお支払い下さい。※割合は個人に配布される負担割合証に記載してあります。

基本料金(1日分)
《樸・新樹》多床室

要介護度 1	573 単位
要介護度 2	641 単位
要介護度 3	712 単位
要介護度 4	780 単位
要介護度 5	847 単位

新樹の1人部屋は、施設基準上多床室となります。

《清響》ユニット型個室

要介護度 1	652 単位
要介護度 2	720 単位
要介護度 3	793 単位
要介護度 4	862 単位
要介護度 5	929 単位

*サービス利用料金は、所定の単位に 10.27 円を乗じて得た額です。

*この他に下記の項目が加算されます。

○日常生活継続支援加算

入所者の重度化に対応し、介護福祉士を手厚く配置することに対して、1日につき36単位(多床室)もしくは1日につき46単位(個室)を加算します。

○看護体制加算

常勤の看護師を配置し、入所者の健康管理等を行うことに対して、1日につき4単位を加算します。

○夜勤職員配置加算

施設基準で規定する数よりも厚い夜勤職員の配置をすることに対して、1日につき13単位(多床室)もしくは1日につき18単位(個室)を加算します。

○準ユニットケア加算

樸および新樹の入所者について、ユニットケアに準じたサービスを提供することに対して1日につき5単位を加算します(一部のユニットを除く)。

- 個別機能訓練加算
専従の機能訓練指導員を中心に、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行ないます。1日につき12単位を加算します。
- 若年性認知症入所者受入加算
若年性（40歳～65歳未満）認知症の方の受け入れに対し、1日につき120単位を加算します。
- 入院又は外泊時の費用
要介護状態区分にかかわらず、入院や外泊をした場合は、1ヶ月に6日間を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定します。また、月をまたがる場合は最大で連続12日間を上限とします。
- 初期加算
施設での生活に慣れるために様々な支援を必要とすることから、入所日から30日間に限り1日につき30単位を加算します。また、30日を超える入院後に施設での生活を再開した場合も同様とします。
- 退所時等相談援助加算
施設が契約書第21条に定める援助を行う場合、円滑な退所に係る費用を算定することができます。
 - (1) 退所前訪問相談援助加算 460単位
 - (2) 退所後訪問相談援助加算 460単位
 - (3) 退所時相談援助加算 400単位
 - (4) 退所前連携加算 500単位
- 栄養マネジメント強化加算
入所者ごとの継続的な栄養管理を実施した場合、栄養マネジメント強化加算として、1日につき11単位を加算します。
- 経口維持加算
経口により食事をされる方で、摂食機能障害や誤嚥が認められる入所者に、医師の指示のもと、食事の観察及び会議等を行い、計画書の作成及び栄養管理を行うことに対し加算します。
 - (1) 経口維持加算Ⅰ 400単位/月
 - (2) 経口維持加算Ⅱ 100単位/月
- 再入所時栄養連携加算
医療機関に入院し、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合であって、当施設の管理栄養士が当該医療機関の管理栄養士と連携して、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合に1回に限り400単位を加算します。
- 口腔衛生管理加算
口腔衛生管理体制加算を算定していることに加えて、歯科衛生士が入所者に対し月2回以上口腔ケアを行うことに対し、1月につき90単位を加算します。また、口腔衛生の管理にかかわる計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用している場合、月110単位加算します。
- 認知症専門ケア加算
認知症介護に係る専門的な研修を受けた者を必要数配置し、専門的なケアを実施します。1日につき4単位を加算します。
- 看取り介護加算
指針に基づき看取りに関するサービスを提供した場合、下記の単位数が加算されます。
 - (1) 死亡日以前31日以上45日以下 1日72単位
 - (2) 死亡日以前4日以上30日以下 1日144単位
 - (3) 死亡日以前2日又は3日 1日680単位
 - (4) 死亡日 1,280単位
- 科学的介護推進体制加算
厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し指定介護老人福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算します。
 - (1) 科学的介護推進体制加算（Ⅰ） 40単位/月
 - (2) 科学的介護推進体制加算（Ⅱ） 50単位/月

○自立支援促進加算

継続的に入所者ごとの自立支援を行った場合は、1月につき300単位加算します。

○介護職員処遇改善加算

介護職員の処遇改善として基本単位や各種加算より算定された単位数の1000分の83に相当する単位数を加算します。

○介護職員特定処遇改善加算

介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、基本単位や各種加算より算定された単位数の1000分の27に相当する単位数を加算します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第4条、第7条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

〔サービスの概要と利用料金〕

① 食費 1,550円/日

ご負担いただく金額は下表のとおりです。

介護保険負担限度額認定証に記載されている額

第1段階	300円/日
第2段階	390円/日
第3段階①	650円/日
第3段階②	1360円/日
第4段階	1,550円/日

個人の希望により特別に用意する食事・外食等にかかった費用は実費負担となり、上記金額に含まれません。

② 居住費

樺・新樹（多床室） 855円/日

ご負担いただく金額は下表のとおりです。

介護保険負担限度額認定証に記載されている額

第1段階	0円/日
第2段階	370円/日
第3段階①	370円/日
第3段階②	370円/日
第4段階	855円/日

清響（ユニット型個室） 2,006円/日

ご負担いただく金額は下表のとおりです。

介護保険負担限度額認定証に記載されている額

第1段階	820円/日
第2段階	820円/日
第3段階①	1,310円/日
第3段階②	1,310円/日
第4段階	2,006円/日

ご負担いただく金額と、居住費の差額は、介護保険からの補足給付により支払われます。

※個室の電気料金やカーテンリース代等については実費となります。

（電気料金：1kwh/17円 カーテンリース代：1380円/月）

③ 日常生活上必要となる諸費用実費

理髪（実費）

ご契約者のご希望により、理美容師の出張による理髪をご利用いただけます。

貴重品の管理

ご契約者のご希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は以下の通りです。

○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金

○お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届けた印鑑、有価証券、年金証書など

○保管管理者：施設長

○出納方法：手続きの概要は以下の通りです。

預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、書類により保管管理者へ提出していただきます。

保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行いません。

保管管理者は入出金の都度、入出金記録を作成しその写しを契約者へ交付します。

○管理料：1,000 円/月

現金の管理

施設で現金管理をご希望する場合には、管理料をご負担いただきます。

○上限金額：1 万円以内で相談をして決めます。

○管理料：500 円/月

レクリエーション等（実費）

ご契約者の希望によりレクリエーション等に参加していただくことができます。

その他の日常生活上必要となる諸費用（実費）

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用で、ご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

④ 特別な食事（実費）

ご契約者のご希望に基づいて特別に用意する食事・外食等にかかった費用

利用料金のお支払い方法（契約書第 7 条参照）

料金・費用は、1 ヶ月ごとに計算し請求しますので、翌月 18 日(休日の場合は翌日)に、金融機関の預金口座からの自動引き落としによりお支払いください。

ご利用できる金融機関：しずおか焼津信用金庫

入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関に於いて診察や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での診察・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診察・入院治療を義務づけるものでもありません。）

○協力医療機関

医療機関の名称	静岡リハビリテーション病院
所在地	静岡市葵区富沢 1405
診療科	内科・外科・整形外科・リハビリテーション科

6 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約での契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご利用者に退所していただきます。（契約書第 17 条参照）

- ① 要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）
- ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下を参照下さい）

(1) ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第 18 条、第 19 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者からの当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 施設の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ ご利用者が入院された場合
- ④ 事業者若しくはサービス従業者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従業者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従業者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者のご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合若しくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応を取らない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第 20 条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 6 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従業者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけた場合
- ④ ご利用者が連続して 90 日以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合
- ⑤ ご利用者が介護老人保健施設に入所した場合若しくは介護療養型医療施設に入院した場合

(3) 円滑な退所のための援助

ご利用者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助をご契約者に対して速やかに行ないます。

7 身元引受人

契約締結に当たり、身元引受人をお願いすることがあります。但し、社会通念上、契約者に身元引受人を立てることができない相当な理由が認められる場合は、その限りではありません。

(1) 身元引受人の責任

身元引受人は、この契約に基づく契約者の事業者にたいする一切の債務について、契約者と連帯して履行の責任をおいます。

(2) 身元引受人の前項以外の責任

- ① 利用者が医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
- ② 契約の中途解約又は契約解除の場合、契約者と連帯して利用者の状態に見合った適切な受け入れ先の確保に努めること。
- ③ 利用者が死亡した場合、遺体及び所持品（残置物）の処理その他必要な措置。
また、引き渡しに係る費用については、ご契約者又は身元引受人にご負担いただきます。

8 緊急時等の対応

施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに利用者 に病状の変更が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関 静岡リハビリテーション病院への連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

9 事故発生時の対応

利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに保険者、利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

10 苦情の受け付けについて（契約書第 26 条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔相談員〕川崎誠之 高井美千代 長島弘樹 桑原美希

○受付時間

毎週月曜日から金曜日

9時00分から17時00分

(2) 第三者委員

弁護士 伊藤 喜代次	静岡県葵区呉服町1丁目4番6号 松浦ビル3階 電話 054-272-1505 受付時間 平日 9:00~17:00
司法書士 増野 充	静岡県葵区安西5丁目110番地の1の3 電話 054-273-2317 受付時間 平日 8:30~19:00

(3) 行政機関その他苦情受付機関

静岡県介護保険課	所在地 静岡県葵区追手町5-1 電話 054-221-1088 受付時間 8:30~17:00
国民健康保険団体連合会 (事業部 介護保険課)	所在地 静岡県葵区春日2丁目4-34 電話 054-253-5580 受付時間 9:00~17:00
静岡県社会福祉協議会	所在地 静岡県葵区城内町1-1 電話 054-254-5213 受付時間 8:30~17:00

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム 晃の園

説明者 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

契約者
住所

氏名 印

身元引受人
住所

氏名 印

